

【参考1】

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法」

地域計画

1. 地域計画の基本的な考え方

地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組みを定めるもの。

地域計画の策定に当たっては、協議会において地域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取組みを定めることが必要。

この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて、供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

2. 地域計画で定めるべき事項

タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

協議会における関係者間の共通認識の形成に資するものとして、地域におけるタクシーの位置付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取組みの方向性等について、可能な限り具体的に記載

タクシー事業を巡る現状分析・取組みの方向性を定める際には、地方運輸局長が提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要

地域計画の目標

特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定

- (1) タクシーサービスの活性化
- (2) 事業経営の活性化、効率化
- (3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- (4) タクシー事業の構造的要因への対応
- (5) 交通問題、環境問題、都市問題の改善
- (6) 供給抑制
- (7) 過度な運賃競争への対策

地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業

- (1) 利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供
- (2) 情報通信技術の活用による運行の管理の高度化
- (3) 利用者の利便の増進に資する乗り場の設置及び運営
- (4) 事業用自動車の適正な運行の確保に資する装置等の導入
- (5) 事業用自動車の運転者等に対する講習等の実施
- (6) 利用者からの苦情、問い合わせ等に迅速かつ適切に対応するための体制の整備
- (7) 他の公共交通機関との乗り継ぎの円滑化に資する措置の実施
- (8) 事業用自動車の集中により発生する駅前、繁華街等における渋滞を解消するための措置の実施
- (9) 低公害車の導入等による事業活動に伴う環境への負荷の低減
- (10) 事業用自動車の運転者の労働条件の改善その他の労働環境の整備
- (11) 利用者の需要に対応したサービスの提供
- (12) 利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施
- (13) 輸送需要に関する調査の実施

で定める事項のほか、地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項